

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：阿武町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

木与の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

○ 担い手の確保

高齢化に伴い人口減少が進んでいるが、令和 11 年度末まで継続して、木与の棚田の保全活動（法面あぜ焼き、農地・道路・水路清掃活動）に取り組む人数を 20 人以上確保する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○ 農産物の供給の促進

令和 11 年度末までに棚田地域のブランド米「木与のなぎさ米」の販売数量を年間 24 t（400 俵）から 30 t（500 俵）以上に増加させる。

販路についても、継続して道の駅での直売及び、通信販売やインターネット等を活用したネット販売を実施する。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

○ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

「木与の棚田での農村交流体験イベント」を年に 1 回以上実施し、関係人口の更なる創出・拡大を図る。令和 5 年度イベント実施時に 20 名程度の参加があったので、今期はさらに増やして 25 名程度の参加を目指す。

また、町内小学校児童・PTA・子ども会等を対象とした農業体験学習など、「棚田における農業体験」が出来る体制を整備していく。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○法面あぜ焼き

○農地・道路・水路清掃活動

農家のほとんどが兼業農家であり、かつ高齢化が進行する中で農作業や管理に従事する人が減少している。地域資源を荒廃させないように水路、道路の維持管理責任者を置き、地区農家が協力して、木与の棚田の維持管理作業を実施する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

棚田米を地域ブランド米として販売を行い、少しでも供給量を増加するために多様な販路を検討する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田での農村交流体験イベント等を通して、更なる関係人口の創出と拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

阿武町指定棚田地域振興協議会は、木与自治会、(農)木与なぎさファーム、木与中山間集落協定、木与地区農地水保全会、J A山口県、(株)あぶクリエーション、阿武町教育委員会、阿武町で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項